

診療放射線技師国家試験出題基準の利用法

診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法に基づき「診療放射線技師として必要な知識及び技能について」行われる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、診療放射線技師国家試験出題基準である。診療放射線技師国家試験の妥当な範囲と適切なレベルを確保するため、診療放射線技師試験委員はこの基準に拠って出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は、試験委員会が行うものとする。

なお、当該出題基準は学校養成所の卒前教育で扱われる全ての内容を網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものではない。

1. 見出し（章）、見出し（節）、大・中・小項目に分類する。

(1) 見出し（章）は診療放射線技師学校養成所指定規則に定める教育内容とする。また、一部の見出し（章）には、それを分類した見出し（節）を設けている。

(2) 大項目は、中項目を束ねる見出しとする。

(3) 中項目は、診療放射線技師国家試験の出題範囲とする。

(4) 小項目は、キーワードとして、中項目に関する内容を分かりやすくするための事項とする。これは、大・中項目に関連して出題されるものとする。また、出題範囲は、記載された事項に限定されず、標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容を含む。

2. 専門領域等により同一事象に対し異なる表現がある場合には、括弧書き等によりどちらも使用可能とした。

また、括弧は以下のルールにより使用した。試験委員会の判断により、括弧内、外の語を適宜使用できる。

() : 直前の語の説明、例示
例；外耳（耳介、外耳道、鼓膜）

< > : 直前の語の言い換え
例；世界保健機関〈WHO〉